

付議第5号

知事等及び職員の給料等の特例に関する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成23年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求める。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(5) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

知事等及び職員の給料等の特例に関する条例議案説明

この条例は、本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額並びに一部の職員の管理職手当の月額を平成23年度の1年間、時限的に減額しようとするものである。

知事等及び職員の給料等の特例に関する条例議案要綱

1 条例制定の目的

この条例は、本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額並びに一部の職員の管理職手当の月額を平成23年度の1年間、時限的に減額しようとするものである。

2 主要な内容

平成23年4月1日から平成24年3月31までの1年間（知事については、現任期中の平成23年12月6日までの間）において、(1)及び(2)の給料等の減額を行うこと。

(1) 知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額について、次のとおり減額すること。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号。以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。（第1条）

区分	知事等の条例の給料月額 (平成23年4月1日時点)	減額後の給料月額 (（ ）は、減額率)
知事	1,220,000円	(20%) 976,000円
副知事	940,000円	(7%) 874,200円
常勤の人事委員会委員	610,000円	(5%) 579,500円
常勤の監査委員	610,000円	(5%) 579,500円
教育長	780,000円	(5%) 741,000円

(2) 期末手当及び勤勉手当における管理職加算（以下「管理職加算」という。）を受ける職員の管理職手当の月額について、当該額に次の表の職員の区分に応じそれぞれ定める減額率を乗じて得た額を減額すること。（第2条）

職員の区分	減額率
ア 人事委員会規則で定める管理職加算の割合が100分の20である職員	15%

イ 人事委員会規則で定める管理職加算の割合が100分の10である 職員	12%
--	-----

3 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

知事等及び職員の給料等の特例に関する条例議案

知事等及び職員の給料等の特例に関する条例を次のように定める。

平成23年2月22日提出

高知県知事 尾崎 正直

知事等及び職員の給料等の特例に関する条例

(知事等の給料の特例)

第1条 知事、副知事、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長に係る平成23年4月1日から平成24年3月31日（知事にあっては、平成23年12月6日）までの間（次条において「特例期間」という。）における給料の月額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）第2条第1項の規定にかかわらず、同条例別表第1及び別表第2に掲げる給料月額からその額に、知事にあっては100分の20、副知事にあっては100分の7、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長にあっては100分の5を乗じて得た額をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条例別表第1及び別表第2に掲げる額とする。

(職員の管理職手当の特例)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下この条において「職員の条例」という。）第9条第1項又は警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号。以下この条において「警察職員の条例」という。）第9条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員（職員の条例第4条第1項第4号アに掲げる医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、高知県立療育福祉センターに勤務する職員を除く。）のうち、職員の条例第21条第5項（職員の条例第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。第1号において同じ。）又は警察職員の条例第21条第5項（警察職員の条例第22条第4項において読み替えて準用する場合を含む。同号において同じ。）の人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この条において「管理職加算を受ける職員」という。）に係る特例期間における管理職手当の月額は、職員の条例第9条第2項又は警察職員の条例第9条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下この条において「基礎管理職手当月額」という。）からその額に次の各号に掲げる管理職加算を受ける職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を

それぞれ減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、基礎管理職手当月額とする。

- (1) 加算割合（職員の条例第21条第5項又は警察職員の条例第21条第5項の人事委員会規則で定める給料月額に乘ずる割合をいう。次号において同じ。）が100分の20である管理職加算を受ける職員 100分の15
- (2) 加算割合が100分の10である管理職加算を受ける職員 100分の12

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。